

令和 7 年 8 月 吉日

お 客 様 各 位

新潟県信用組合

当座勘定規定改定のお知らせ

平素は新潟県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、当座預金の払戻請求書によるお引き出しの取扱開始に伴い、令和7年9月1日付で当座勘定規定を下記のとおり改定いたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 改定日

令和 7 年 9 月 1 日

2. 対象当座勘定規定

当座勘定規定

3. 改定内容

- (1) 上記「2. 対象当座勘定規定」における、払戻請求書によるお引き出しについて明記いたします。
- (2) 解約の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。
- (3) 当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。

4. 本規定の改定部分の新旧対照表

改定後	改定前
第7条（手形、小切手の支払 <u>等</u> ） ① ～ ② （略） ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当組合所定の払戻請求書</u> を使用してください。 <u>④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについての正当な権限を有</u>	第7条（手形、小切手の支払） ① ～ ② （略） ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 (新設)

改定後	改定前
<u>することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>	
第 8 条（手形、小切手用紙 <u>等</u> ） ① ～ ④ （略） ⑤ 手形用紙、小切手用紙 <u>または払戻請求書の交付</u> 請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 ⑥ ～ ⑦ （略）	第 8 条（手形、小切手用紙） ① ～ ④ （略） ⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 ⑥ ～ ⑦ （略）
第 12 条（手数料等の引落とし） ① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 <u>または払戻請求書</u> によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 ② （略）	第 12 条（手数料等の引落とし） ① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 ② （略）
第 16 条（印鑑照合等） ① 手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> 、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ② ～ ③ （略）	第 16 条（印鑑照合等） ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ② ～ ③ （略）
第 23 条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、第 <u>25</u> 条第 <u>3</u> 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 <u>25</u> 条第 <u>3</u> 項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。	第 23 条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、第 <u>24</u> 条第 <u>2</u> 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 <u>24</u> 条第 <u>2</u> 項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。
<u>第 24 条（取引の制限）</u> ① <u>当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した</u>	（新設）

改定後	改定前
<u>期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>② 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>③ 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</u> <u>④ 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>⑤ 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</u>	
第25条（解約） ① （略） <u>② 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約</u>	第<u>24</u>条（解約） ① （略） （新設）

改定後	改定前
<u>する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしします。</u> <u>1. この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u> <u>2. この預金の預金者が第 22 条に違反した場合</u> <u>3. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> <u>4. この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u> <u>③ ～ ⑤ （略）</u>	<u>② ～ ④ （略）</u>
第 <u>26</u> 条（取引終了後の処理） ～ 第 <u>29</u> 条（規定の変更） （略） 以 上 (令和 7 年 9 月 1 日改定)	第 <u>25</u> 条（取引終了後の処理） ～ 第 <u>28</u> 条（規定の変更） （略） 以 上 (令和 4 年 11 月 2 日改定)

○改定後の当座勘定規定は、こちらでご確認ください。

📄 [「当座勘定規定」（PDF）](#)

以 上